議長公約

織部光男

一

厳格な二元代表制の確立。

①議決機関としての十分な議論

②行政執行の完全な監視遂行

③立法機関として議会力UP

①について

過去六年間を顧みて十分な議論をして議決をしているとは言えない。議会は言論の府である、議論を見える化し議決過程を市民に見せる。

②について

議会基本条例九条が反故にされることの無い様な議会運営をしなくてはならない。

③について

法律がなく市民が問題を抱え苦しんでいる現実がある。例えばヤングケアラー、自治法100九条では議員提案条例の権利を認めている。

二

開かれた議会の実現

①本会議場の利用促進を推進

②議会と市民との対話交流を

③議会の公開度を高める

①について　かねてから提案している議長候補者は本会議場で公約発表後に選挙すべきである。子供議会だけでなく中学、高校、社会人等市民の意見を吸い上げる場にするべきである。

②について　議会基本条例第六条四項に基づき市民との意見交換の場を議会報告会とは別に年二回開催。

③について　常任委員会のライブ放映と後日録画放映の実施。議会ホームページの独立と各議員のページの創設。議会への質問コーナーの設置等で市民の関心を高め実質的で中身のある議論を生むことになる。

三　財政健全化の推進

①必然的財政悪化の現実直視

②議員が財政的危機感を認識

①について　人口減少によるあらゆる

収入額の減少は既に始まっている。高齢化により支出は扶助費等今後確実に増加する。義務的経費の人件費と公債費も起債をしている限り減ることはない。

②について

基本条例二十一条任期開始後速やかに研修を行います。また、財政出前講座の依頼をします。行政の報告に対して疑問を感じる事の出来る議員力アップを目指します。最後に、言うまでもないことですが、議長は中立公正でなければならない。会派に属したままの議長は許されない。

以上

20 × 20

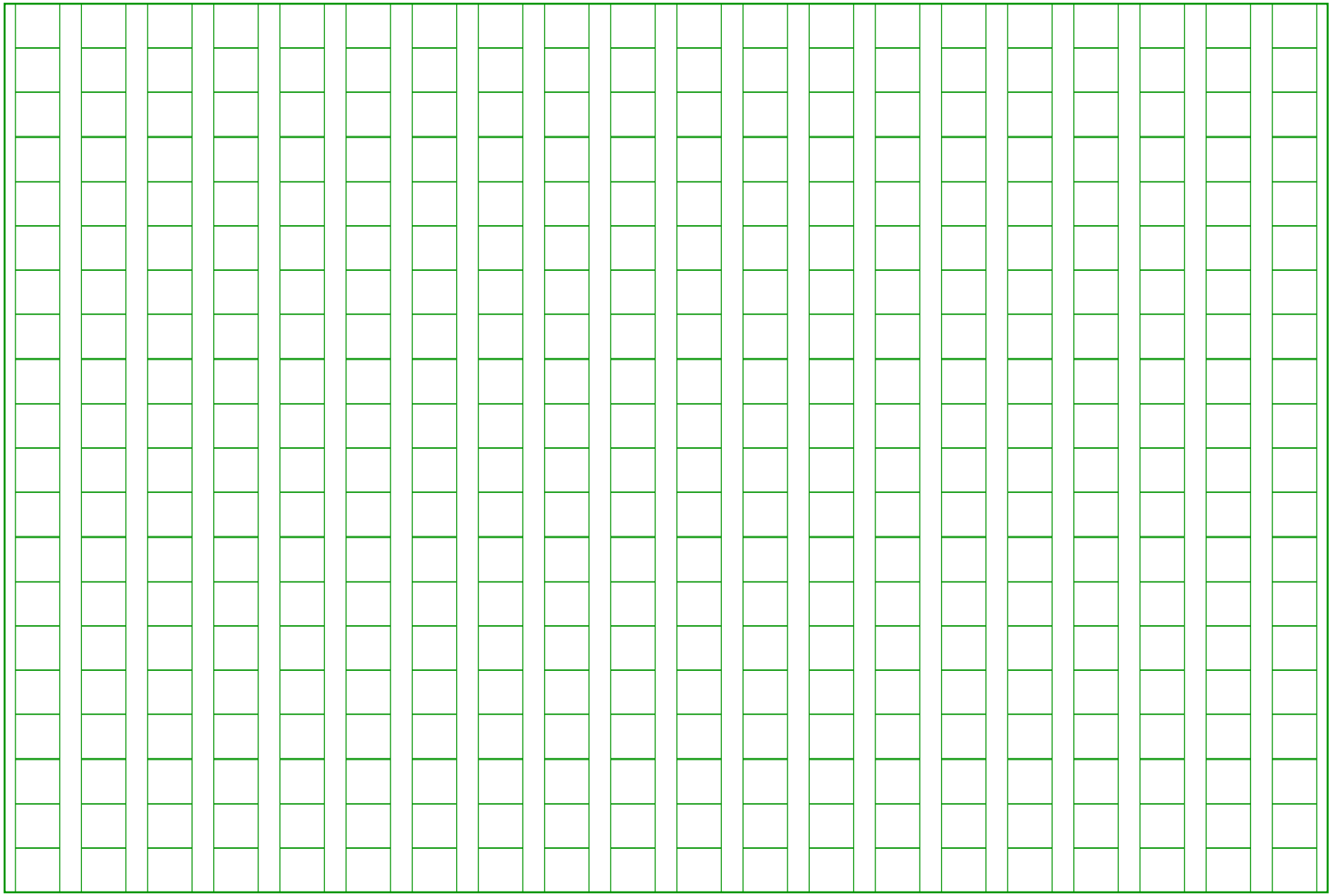

20×20